

平成18年7月7日（金）

企業会計審議会
第14回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
（中央合同庁舎第4号館9階）

金融庁総務企画局企業開示課

午前10時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第14回監査部会を開催いたします。

皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとりまして公開することと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

実は少し時間がたったのですけれども、前回の部会は昨年11月11日に開催されました。その部会の後に委員の異動がございましたので、事務局からご紹介頂きたいと存じます。よろしくお祈りします。

○池田企業開示課長 それでは、ご紹介させていただきます。

従来委員でいらっしゃいました加藤委員が退任をされまして、五十嵐達朗委員が新たに委員に就任しております。

○五十嵐委員 五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

○池田企業開示課長 なお、新しい委員名簿はお手元に配付をさせて頂いておりますので、ご参照頂きたいと思います。

また、事務局の方からは、本日、櫻田金融担当副大臣が出席させて頂いているところでございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、本日は櫻田金融担当副大臣にご出席頂いておりますので、まず初めに、櫻田金融担当副大臣よりご挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○櫻田金融担当副大臣 おはようございます。座ったままでご挨拶させていただきます。

企業会計審議会の監査部会の開会に当たり一言ご挨拶させていただきます。

我が国金融資本市場の構造改革と活性化を図るため、金融庁では金融商品取引法案をさきの国会に提出いたしました。この法案は先月の7日に可決成立いたしました。その中では、企業業績にかかわる情報を適時に開示するとの観点から、四半期報告制度の導入が1つの大きな柱とされているところであります。

今後、金融庁といたしましては、四半期報告制度の円滑な実施に向け、開示ルールの整備等を進めていくこととなりますが、その際には適切な四半期レビュー基準の整備が必要不可欠と

なります。四半期レビュー基準の策定に当たっては、四半期開示の適時性、迅速性の要請を踏まえながら、同時に四半期報告の信頼性を確保していくことが重要な課題となるところであります。委員の皆様には、そのような観点から適切な基準の策定に向け、精力的な審議をお願いいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまの櫻田副大臣からのお話も踏まえまして、当部会におきましては四半期レビューの基準につきまして精力的に審議を行ってまいりたいと存じます。

それでは、次に事務局から事務連絡があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○野村企業会計調整官 昨年4月28日の閣僚懇談会申し合わせにおきまして、地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととするとされたことを踏まえまして、昨年度に引き続き、今年度におきましても6月1日から9月30日までの期間、事務室内及び審議会等会議の場での職員の夏季軽装、ノーネクタイ、ノー上着を推進することといたしましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

つきましては、委員の皆様におかれましても、当該期間中における審議会へのご出席に当たりましては、夏季軽装にてお越し頂いて差し支えございませんので、ご連絡申し上げます。

以上でございます。

○山浦部会長 それでは、議事に入りたいと存じます。

本日は、前回に引き続きまして四半期レビューについてご審議を頂きたいと思っておりますけれども、四半期報告制度の導入を含みます金融商品取引法が先月7月に成立し、14日に公布されております。つきましては、最初に事務局から金融商品取引法における四半期報告制度の概要を説明して頂きたいと存じます。

それではよろしくお願いいたします。

○池田企業開示課長 それでは、四半期報告制度の概要についてご説明をさせて頂きたいと思っております。お手元に資料1を配付させて頂いております。これに沿いまして、ポイントをご説明させて頂きたいと思っております。

今、部会長からありましたように、金融商品取引法が成立・公布をされているところでございます。それによって、四半期報告制度が新設されることとなっておりますが、まず、法律では、この四半期報告制度の対象会社については、有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、証券取引所に上場されている有価証券の発行者である会社、その他の政令で定めるものとされております。

今後、政令を定めていくこととなりますが、基本的に上場会社を基本として規定することを考えております。細かく申しますと、優先出資証券を上場している協同組織金融機関などもございますので、こうしたものも政令では規定をしていくということになると考えております。

それから、四半期報告書の提出義務については、法律では、事業年度が3月を超える場合、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間（政令で定める期間を除く）ごとに四半期報告書の提出を義務づけるということとされております。

注1にありますように、後ほどご説明があるかもしれませんが、四半期報告書を提出する場合に、各四半期会計期間の実績を開示するのか、それぞれ期首からの累計期間で開示するのかというのが1つの論点になっているというふうに承知をしておりますし、また第4四半期について四半期報告を求めるのかどうかということも重要な論点となっているというふうに承知をしておりますが、これは政府令で規定をするような形になっておりまして、私どもとしては企業会計基準委員会における検討結果を踏まえて、政府令で規定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、上場会社については半期報告制度が四半期報告制度に統一されてまいりますが、上場以外の会社については引き続き半期報告制度が維持されることとなります。ただし、こうした会社についても、四半期報告書を任意に提出することによって、四半期報告の枠組みの方で開示することも可能とされているところでございます。

開示内容については、ここにありますように基本的には企業集団の経理状況、その他の事項ということとされていまして、連結ベースで開示をする。具体的な様式は内閣府令で規定していくこととなりますけれども、四半期連結財務諸表と関連する非財務情報を開示して頂くということが基本になろうかと考えております。

ここで1点、銀行、保険会社等の取り扱いについてご説明申し上げたいと思いますが、銀行、保険会社の場合は、業法に基づいて単体ベースかつ半期ベースで、自己資本比率に係る規制を受けております。そうした場合、単体ベース、半期ベースでどういうポジションにあるのかというのは、当事者にとっても非常に重要な情報になるということでございますので、上記3の記載事項に加えまして、こうした銀行、保険会社については、特に第2四半期においては、単体ベースの財務諸表もあわせて記載をして頂くように、これは内閣府令で規定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次のページ、5のところでは会計処理基準であります。これについては内閣府令で定めていくこととなりますけれども、その内容については現在ASBJの方で検討されている内容を踏

まえて規定していきたいと。

それから四半期財務諸表に対する監査証明につきましては、公認会計士または監査法人による監査証明が義務づけられるところがございますが、この内容は内閣府令で規定することとされております。内閣府令では、現在、検討頂いております当審議会における四半期レビュー基準についての検討を踏まえて、所要の規定を必要に応じて規定させて頂きたいというふうに考えております。

それから四半期報告書の提出期限ですが、法律上は四半期終了後の45日以内の政令で定める期間内に提出するということとされております。例外としまして、先ほど申しました銀行、保険会社の第2四半期については、単体の財務諸表の記載も求めるということから、法律上は終了後60日以内の政令で定める期間に提出ということが規定されているところがございます。

公衆縦覧期間は、半期報告書と同様に3年間。

それから行政処分等についても、半期報告書等と同様に、重要な虚偽記載がある場合には訂正報告書の提出命令を行うとか、課徴金の納付命令といったものが規定をされております。

罰則については、基本的に半期報告書と同様の規定で、虚偽記載の場合5年以下の懲役、不提出の場合1年以下といった規定が設けられております。

3ページ目で、民事責任についても他の開示書類と同様の規定が設けられておまして、虚偽記載があった場合、提出会社は損害賠償責任を負うということ。それから提出会社の役員あるいは虚偽証明を行った公認会計士、監査法人についても、損害賠償責任が規定をされているところがございます。

それから最後に、この四半期報告制度ですが、適用時期につきましては法律で明記をされておりまして、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用するということとされているところがございます。

以上が今回の法律で規定されております制度の概要でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局のご説明につきましてのご質問等につきましては、後ほどまとめて時間をとらせて頂きたいと存じます。

四半期レビューにつきまして検討していくに当たっては、四半期財務諸表を作成するための会計基準の検討がどのようになっているかの理解が不可欠でありますけれども、会計基準は現在、企業会計基準委員会で鋭意検討を行っておられると伺っております。

本日は、企業会計基準委員会から石井常勤委員と新井専門委員にお越しを頂いておりますの

で、現在の四半期会計基準の検討状況につきましてご説明頂きたいと存じます。

それではよろしく願いいたします。

○石井参考人 おはようございます。企業会計基準委員会の石井でございます。

まず、私の方から概括的なご説明を申し上げた後、私ども委員会の四半期会計基準専門委員会の専門委員であります新井専門委員から詳細なところをご説明申し上げたいというふうに考えております。

まず、前回ご報告後の検討状況でございますが、昨年12月末に論点整理というものを公表してございます。この論点整理につきましては、本年2月半ばまでコメントを募集いたしまして、そうしたコメントの分析を行いまして、現在、文案の検討を行っているところでございます。私どもといたしましては、レビュー手続の審議を踏まえつつ、9月には基準及び適用指針につきまして公開草案を公表したいというふうに考えております。

議論のポイント等は後ほどご説明させていただきますけれども、制度の枠組みにおいてはレビュー手続が導入されるということ。それから45日以内での開示が義務づけられているということから、注記情報を中心に財務諸表の作成者、利用者及び監査人の間で意見の隔たりがあるところでございます。

こうした観点から、当部会での検討の状況につきまして、1度私どもの委員会におきましてご説明を頂ければというふうに、この場をおかりしてお願いを申し上げたいと思います。

それでは詳細な説明につきましては、新井専門委員の方からお願いしたいと思います。

○新井参考人 おはようございます。専門委員の新井です。

では、お手元の資料で申しますと資料番号の資料2-1と2-2に基づいてご説明を申し上げます。

まず、資料2-2で四半期会計基準の全体の体系についてご説明申し上げた後、資料2-1に戻りまして、議論のポイントと検討の方向性について簡潔にご説明をいたします。

お手元の資料2-2をご覧頂きたいと思います。

具体的な現時点における四半期会計基準の体系については、目次のところに各主要な項目を掲げてございますが、具体的な内容についても目で追って頂ければと思いますので、まず3ページ目をお開き頂けますでしょうか。

3ページ目のところで、まず最初に目的でございます。第1項のところで、現時点における四半期の財務諸表についての目的でございますが、第2段落目のところに「財務諸表利用者に対して有用な情報を適時で提供するものでなければならない」。このような形の表現にしてお

ります。

続きまして会計基準でございますが、中身としては、第3項のところでは範囲、そして第4項のところでは定義という形にしております。

続きまして3ページ目の下でございますが、四半期財務諸表の構成等ということで、先ほどご説明がございましたように、連結ベースを基本にするということでございますので、そういう点も踏まえて、この会計基準では場合分けをしております。

四半期財務諸表の範囲でございますが、四半期連結財務諸表を開示する会社ということで、この場合におきましては四半期B/S、P/L、そしてキャッシュ・フロー計算書という形にしております。

続いて4ページ目に移りまして、連結子会社を有しないという会社もございまして、単体ベースでの開示ということもあり得るということで、四半期個別財務諸表の範囲として、四半期B/S、P/L、キャッシュ・フロー計算書という形でございます。

続きまして、四半期財務諸表の開示対象期間については、第7項でお示しをしております。この点は後ほどご説明申し上げたいと思います。

続きまして、四半期連結財務諸表の作成基準については、4ページ目の真ん中から、会計処理規定を定める形で考えております。

そして5ページ目に移りまして、四半期特有の会計処理ということで、現行の中間財務諸表作成基準では、税金費用の計算については規定がございまして、それ以外に、この四半期会計基準の中では、原価差異の繰延処理並びに後入先出法における売上原価の修正について容認をするような規定を設ける方向で検討を進めております。

また、5ページ目の一番下でございますが、四半期連結日の取り扱いですとか、6ページ目に移りまして企業結合・事業分離の時期、この点についても手当てが必要ということで考えておりまして、それに関する規定を設ける形でございます。

続きまして6ページの中ほどからでございますが、開示については、まず四半期連結財務諸表の科目の表示は、科目の集約記載と年度の連結財務諸表の科目との整合性という点を規定する方向で検討しております。そして、先ほど石井から説明がございましたが、注記事項については、20項で具体的にどういう注記を求めるのか、6ページ目から8ページ目にかけてお示ししております。

続きまして8ページ目の真ん中のところでございますが、四半期の会計基準を検討していく中で、財務諸表利用者サイドから四半期ごとの要約財務情報の開示につきましてニーズが非常

に強いということがありまして、22項のところをご覧頂きたいと思いますが、事業年度の財務諸表の注記ということで、四半期ごとの要約財務情報の開示を、現時点の文案では設けておりません。

続きまして8ページ目の一番下からは、四半期個別財務諸表の作成基準でございますが、この点につきましては、構成は今ご説明申し上げました四半期連結財務諸表作成基準と同じでございますので省略をさせて頂きまして、11ページ目をご覧頂ければと思います。

適用時期等の関係でございますが、32項におきましては、先ほど池田課長からお話があった内容と整合性がある形で適用時期を明示する形にしております。あわせて、適用初年度の取り扱いにつきまして、33項のところでは比較情報ということになりますと、前年同期の情報が必要になるわけですが、適用初年度につきましてはレビューの報告書等々の関係、並びに財務諸表作成者側の対応もあろうかと思っておりますので、これらの点を踏まえて適用初年度におきましては比較情報の開示は要しないという規定を設けることを考えております。

そのほか、吹き出しにお示ししておりますように、今後、日本公認会計士協会といろいろと取り扱いについて協議をしていかなければいけないという点がございまして、その点を明示させて頂いております。

そして12ページに移りまして、12ページ以下からの「結論の背景」が今申し上げました会計基準の本体についてどのような考え方でこういう規定を設けたのかということの説明したものでございます。この点は時間の関係がございまして、内容の説明は省略させて頂きたいと思っております。

では、続きまして資料2-1にお戻り頂きまして、現時点における議論のポイントと検討の方向性についてご説明申し上げます。

まず1ページ目の3のところでございますが、(1)といたしまして四半期財務諸表の性格でございます。

この点につきましては、以前もご説明申し上げました点と基本的には変更ございまして、実績主義を基本としつつ経済的実態をより適切にあらわす場合には、例外的に四半期特有の会計処理を一部容認する方向で検討をしております。項目につきましては、先ほどご説明申し上げました点でございます。

続きまして、(2)四半期財務諸表の構成でございます。

この点も先ほど基準案の中でご説明申し上げましたとおり、四半期のB/S、P/L、そしてキャッシュ・フロー計算書の開示をして頂くという方向で検討をしております。なお、株主資

本の変動に関する情報につきましては、米国での開示等も参考にして、株主資本に重要な変動があった場合に、その内容を注記情報として開示する方向で検討を進めております。

続きまして、(3)で四半期財務諸表の開示対象期間でございます。

この点につきましては、まず、四半期のB/Sの比較財務諸表としては、直前事業年度のB/Sを考えております。これは国際会計基準ですとか、米国基準もそのような対応になっているということでございます。ただし、後ほどご説明申し上げますが、過去のレビュー報告書を添付するという形にした場合に、こういう形によろしいかどうかという点が、別途検討しなくてはならない点であるというふうには認識しております。

続きまして、四半期のP/Lでございますが、その比較情報としては前年同四半期のP/Lでございます。

2ページ目に移りまして、ただ、この四半期のP/Lの開示の様式ですけれども、累計情報だけでなく、当該3カ月の情報を開示をするかどうかという点について、これは作成者サイドの負担と情報ニーズとの関係で、今、調整しておるという状況でございます。

続きまして、四半期のキャッシュ・フロー計算書でございますが、この点については米国の基準ですとか、国際会計基準等を参考にいたしまして累計情報のみという形で検討を進めております。

続きまして(4)で、簡便的な会計処理でございます。

この点につきましては、45日以内でレビュー付での開示ということでございますので、現行の中間財務諸表作成基準よりも簡便的な会計処理を容認する方向で検討を進めております。具体的な項目例といたしましては、本日のペーパーでは4点ほど掲げてございますが、もう少し広範囲のものを検討しております。

具体的な簡便的な処理につきましては、適用指針の中で具体的な項目を例示する方向で検討を進めております。本日は、適用指針案につきましてはおつけしておりませんが、公開草案におきましては、会計基準と適用指針をセットで公開することを考えております。

続きまして(5)注記事項でございます。

まず、①基本的なスタンスにつきましては、昨年11月にご説明申し上げます方向と同じでございます。財務諸表利用者は既に開示されている当該企業の直前事業年度の財務諸表や過去の四半期財務諸表を入手できるという前提に立ちまして、年度財務諸表等の注記項目で重要な変動のないものは、一部の項目を除いて記載を省略できることとし、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を理解する上で重要な事項に限定して開示を行うとい

う方向で検討をしております。

具体的な項目については、2ページ目の②以下にお示ししております。

まず、②セグメント情報につきましては、現行の年度並びに中間と同じように事業の種類別、地域別のセグメント情報と海外売上高の開示をして頂く方向で検討しております。また、これに加えて、セグメント別資産情報につきましては、現行の中間財務諸表におきましては開示が求められていないものでございますが、昨今の大規模なM&A、今日も日経新聞にある板ガラスの会社が企業結合によって大きく業績が変わるといった情報も出ておりました。そういう昨今の大規模なM&Aを踏まえ、直前事業年度末のセグメント別資産金額と比較して著しく変動している場合には、その内容を開示するかどうかという点について検討をしております。利用者サイドは、そのような情報は開示をして頂きたいというご意見でございますし、作成者はそこまで必要なかというご意見でございますが、この点も調整をしている状況でございます。

続きまして、③季節変動性の開示についてでございます。

この点につきましては、注記情報として定性的な説明を行うということを求めていこうということでございます。

3ページ目に移りまして、第2四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行う場合の対応でございます。

ここでは、会計基準が制定された、もしくは改正されたという場合ではなくて、現行の会計基準の中で、複数の会計処理について選択適用が認められている中で、会社の判断でどちらを選択をするかというケースを想定しております。その関係で自発的という表現を入れさせて頂いております。この点につきましては、以前のご説明では遡及再表示するかどうかという点が1つの検討課題になっておりますというご説明を申し上げますが、現時点における検討の方向性としたしましては、我が国の監査制度や遡及再表示の取り扱いとの関係で、事業年度の期首にさかのぼった四半期損益計算書の遡及再表示は求めない形としたしまして、年度と中間での会計方針の首尾一貫性を欠く場合と同様に、その旨、理由及びその影響の内容ということで、新しく採用した会計処理を既に開示した四半期に適用した場合にはどういう影響があるのかと、そういう情報を注記情報として記載して頂くという方向で検討をしております。

と申しますのは、注1に掲げてございますように、我が国の監査制度におきましては、米国のように1つの監査報告書、今回ですとレビュー報告書という形になるのかもわかりませんが、この監査報告書におきましては、複数期間の意見表明を行う形は想定されていないということ

かと思いますので、財務諸表自体を遡及再表示する場合ですとか、またその翌事業年度での比較情報として、遡及再表示情報を開示する形にするためには、過去に公表しております監査報告書との関係を工夫する必要があります。場合によると、そういう情報を出すためには、新たにレビュー報告書、又は監査報告書を再提出して頂くという形が必要になってくるということでございます。

ということで、今後、ご検討頂くレビュー手続の中で、このレビュー報告書の様式について、米国と、もしくは海外と同様の対応が可能であるということで、国際的なコンバージェンスを図る観点から、複数期間について意見表明をするような形をとるという方向が出されるようであれば、会計基準サイドでも再度検討する余地があるということでございます。

続きまして、重要な誤謬の訂正についてでございます。

この点については、重要な誤謬が発見された場合におきましては、現行の証券取引法もしくは新しい金融商品取引法上におきまして修正再表示、具体的には訂正報告書の提出事由に該当すると考えられますので、四半期特有の事象ではないということで、四半期会計基準の中では具体的に規定せずに、今までいろいろと議論をしておりますので、その結果を「結論の背景」の中で記載する方向で考えております。

続きまして、重要な検討のポイントでありますゴーイング・コンサーンの関係でございます。継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合の取り扱いについてでございますが、具体的には4ページをご覧頂きたいと思っております。

二重責任の原則を前提にいたしまして、重要な疑義が継続している場合及び新たに重要な疑義が生じた場合に開示を行う方向で検討を進めております。ただ、この点につきましては、注にお示ししておりますように、よりブレイクダウンした検討が必要であると考えております。

具体的には、開示に関する基本的な考え方として、前年度の評価をもとにして更新をするのか、もしくは各四半期ごとに一から評価を行うというスタンスで臨むのか。また、ゴーイング・コンサーンについて疑義がある場合の対象となる状況や事象について、年度ですとか中間と同じような取り扱いで対応ができるのかどうか。注記内容としてどのような形で記載を求める形がよろしいのか。更には、④という形で掲げてございますが、監査人サイドとして、どの程度の期間、企業が事業活動を継続できるかということの評価する、その期間をどの程度定めればよろしいのか。こういう点について、監査人の責任ですとか、レビュー手続と密接に関係していると考えております。

また、現在、事業年度及び中間会計期間における継続企業の前提に関する注記につきまして

は、公認会計士協会の監査委員会報告の第74号に基づいて行われていますので、これらの点を踏まえて、現在、公認会計士協会と協議を行っている状況でございます。

続きまして、適用初年度の対応でございますが、この点は先ほど申し上げましたとおりでございます。

今まで申し上げました点以外に、引き続き検討を要する点について、ここでは5点ほど掲げてございます。

1つは、四半期損益計算書の開示方法として、累計情報に加えて3カ月情報の開示を求めるとのことかという点でございます。

この点は、業績見通しについての達成状況を把握するというのであれば、累計情報のみの開示でも対応できるだろうと考えられます。ただ、それだけではなくて、収益動向の変化点を把握をするということになりますと、3カ月情報も実際に開示をして頂いた方が利用者サイドはありがたいということがございますので、この辺についてどういう対応を図っていくかという点を議論しております。

続きまして、注記情報のボリュームでございます。

先ほど、会計基準案でご覧頂きましたように、かなりの注記項目になっております。ただ、その場合に、あくまでも重要な変動とか重要な変更とかという、そういう切り口で開示をお願いをするというスタンスでございますが、作成者サイドからのご意見としては、必要最低限のものに絞るべきだというご意見が強うございまして、私どもの7月18日の専門委員会でこの点については本格的に検討をしていきたいと考えております。

また、レビュー手続との関係につきましては、先ほどご説明申し上げました四半期財務諸表の目的の記載、この辺が問題があるかどうか。比較財務諸表として特にB/Sについては、前年同四半期の四半期B/Sの開示を求める必要があるかどうか、この辺についてレビューサイドからご意見がございましたら、その点も踏まえて検討していきたいと考えております。

更に、年度監査との関係で、先ほどご説明申し上げました要約四半期財務情報の開示、この点について会計情報という位置づけにしつつ、非監査項目という形での取り扱い方ができるのか、もしくは注記情報という形になると監査対象ということになりますと難しいということであれば、財務諸表利用者の情報ニーズや海外での開示の状況を踏まえまして、非財務情報での開示というような形をお願いできるかどうか、この辺が検討対象になっております。

あと、最後に⑤その他ということで、企業結合に持分プーリング法を適用した場合の対応でございます。年度におきましては、期首から企業結合があったという形で作成する形を求めて

おりますので、四半期においてはその辺をどう取り扱っていくか。具体的には遡及再表示を求めていくのかどうか、この辺が現在検討しているところでございます。

私どもの検討状況は以上でございます。

○山浦部会長 石井様、新井様、ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局からご説明のありました四半期報告制度の概要及びただいまの企業会計基準委員会からご説明のありました四半期会計基準の検討状況に関しましてご質問等がございましたらお願いいたします。

友永委員どうぞ。

○友永委員 資料1についてご質問があります。

2の提出義務の注記のところ、四半期報告書の任意提出も可というところでございますけれども、これは半期報告書を提出しないで、全て四半期報告書を出すということが任意にできるという意味でございましょうか。

それから4の銀行、保険会社等の取り扱いというところで、単体ベースの財務諸表の記載を義務づける、当然、それは中間監査基準によってこれを中間監査報告書を出すと、そういう意味でございましょうか。それだけちょっと教えてください。

○山浦部会長 池田企業開示課長。

○池田企業開示課長 まず第1点は、ご質問のあったとおりで、四半期報告書の方を任意に選んだ場合は、半期報告書の提出は要らないということでございます。

それから、この第2四半期の単体ベースについてどのような監査なりレビューなりを行うかというのは、それ自体重要な論点になろうかと思えます。基本的には四半期報告制度の中での制度でありますから、中間の監査基準がそのまま適用される世界ではないというふうに理解をしております。そういう意味では、基本的には今回ご議論頂いている四半期レビュー基準がベースになってくるのだと思えますけれども、ご案内のとおり銀行、保険会社の第2四半期、とりわけこれは自己資本比率規制ということを考えますと、例えば銀行でいいますと資産査定をどのようにやるか、自己査定されたものをどう監査人がチェックするかというこの具体論になってまいりますので、単純に監査かレビューかと、そういうもので割り切れないのだろうと思えます。

このあたりは、私どもの考えとしては、もちろんこの審議会でご議論頂く四半期レビューをベースに考えていくわけですがけれども、やはり、銀行、保険会社特有の部分がありますので、必要があればいわゆる実務指針レベルの問題として、日本公認会計士協会あるいは監督当局と

の間で、よく調整頂くことが必要になってくるのではないかと思いますので、これは企業会計審議会の検討とは別途、必要な検討があればやっていく必要があるというふうに考えています。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

どなたかほかにご質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、岸田委員。

○岸田臨時委員 この審議会では、証券取引法上の四半期報告書について検討しているということはよく存じ上げているのですけれども、企業会計基準委員会の先生方にちょっとお伺いしたいのですが、今度の新しい会社法では、会社法の監査も会計士法2条の監査だという定義が入ったと思うのですが、今度の新しい会社法では、臨時報告書と臨時計算書類というのが入って、そこでは会計士の監査をしなければいけないということが入っているのですけれども、この企業会計基準委員会では臨時報告書の監査と、それからこの四半期報告書の監査の関係とか、あるいはそういうことを検討されているのでしょうか。ちょっとそれをお伺いしたいと思えますけれども。

○山浦部会長 どうぞ。

○新井参考人 その点につきましては、会社法上の臨時決算との関係で意見が出ていますし、議論はしております。臨時決算を行う場合というのは、要は処分可能利益を算定するためという形での対応と理解しております。また、会社法の中では監査という表現を使っていたと思えますけれども、それにつきましては法務省サイドの見解を踏まえてという形で考えております。臨時決算において四半期会計基準を使うことができるのかどうかという点についても、これは実際に私どもが四半期会計基準をつくった後、法務省サイドの見解を踏まえた実務慣行に委ねるという形にせざるを得ないだろうと、そういうような議論になっております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、岸田委員よろしいですか。

どなたか、ほかにご質問等ございませんでしょうか。

加古会長から。

○加古会長 資料2-1の4ページの(7)ですけれども、これは今後の検討事項ということになっているのですが、その(7)の①ですけれども、累積情報に加え、3カ月情報の取り扱いをどうするかというようなことについて今後議論するということのようにありますが、この書きぶりからいうと、四半期情報というのは累積情報こそ基本で、それに加えて3カ月情報をどうするうというような取り扱いになっているように思われますが、その両者の関係について

てご説明頂ければと思いますが。

○新井参考人 ご質問ありがとうございます。

この点は、海外の基準を見ますと同列に取り扱われております。累計情報と3カ月情報ともに開示をしてくださいという形に米国基準もなっていますし、国際会計基準は中間決算と四半期決算と両方読める基準になっていると理解しておりますが、同列に取り扱われています。この点は、私どもの委員会の中での議論としては、証券取引所での上場会社の四半期開示の状況を踏まえたと、累計情報での開示がほとんどであるということ、しかもその背景としては、先ほど申し上げました年間の業績見通しに対する達成度をお示しすること、また、経営サイドもそのような観点で経営ツールとして利用していることが多いということで、この辺はコンセンサスが得られておりまして、累計情報の開示は会計基準の中で明示していこうと考えております。

また、3カ月情報は海外でも開示をしておりますし、収益の変化点を見るためにはぜひ必要なんだということで、財務諸表の中で開示をして頂きたいというご意見が財務諸表の利用者サイドからは強うございます。

一方で、作成者サイドは、累計情報から差引計算すれば情報はわかるので、そこまで出す必要はないのではないかという、そういうある面ではテクニカルな部分もちょっとありまして、これはもう1年ぐらい延々と議論をしているところでございまして、そろそろ7月から8月のところで着地点を見出さなければいけないということで、今、検討を進めている状況でございます。

○山浦部会長 よろしいでしょうか。

○加古会長 ありがとうございます。

それとの関連で、累積情報の方は言ってみれば開示のタイミングの問題ですし、3カ月情報となりますとその中身の問題になるわけですが、先ほど触れられました国際的なコンバージェンスとの関係で、例えばこの例なども含めて、国際的な会計基準のコンバージェンスについて、こういった新しい基準の設定段階においてどのような配慮をされているのか、ご説明頂ければと思いますが。

○新井参考人 国際的なコンバージェンスはやはり重要なポイントだというふうに私ども認識をしております。現在、この四半期とかインテリムレポーティングの関係については、米国基準と国際会計基準が一致しているかという、そうではありません。米国基準はそもそもの考え方が予測主義に基づいている。国際会計基準は、実際、一部予測主義的な部分が入っている

のですが、実績主義に基づいているということでございます。ノーワーク合意に基づいて、FASBとIASBが具体的にどういう項目を検討していくかという、そういう項目の洗い出しをした中で、当初はこのインテリムレポーティングも検討対象にはなっていませんでした。

ただ、優先順位からだと思うのですが、現時点においてはまだ検討に着手はされていないということで、コンバージェンスの観点からすると、1つの方向に会計処理が統一されているかというところではありません。ただ、国際的な状況を見ますと、一番新しい会計基準、このインテリムレポーティングの会計基準についてはカナダの基準です。それが2000年に公表されています。米国の基準は、アメリカの証券アナリスト団体でありますAIMRからいろいろ批判があります。そういう点も踏まえた基準をつくっているということで、カナダの基準も参考に現在検討を進めているということでございます。

したがって、できるだけコンバージェンスに資するような基準づくりにしたいと考えているわけですが、遡及修正については、年度財務諸表での取扱いとの関係もありますし、また監査との関係もあるということで、今現在の四半期会計基準案では一步引いた形になっているという状況でございます。

○加古会長 ありがとうございます。

○石井参考人 若干補足させていただきますけれども、私ども企業会計基準委員会におきましては、この四半期のテーマに限らず、国際的な会計基準につきましても、ある意味制約要因というふうにとらえておきまして、あらゆる検討におきましてもまず国際的な会計基準がどうなっているかということについては調査・研究をした上で審議を行っております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

どなたかほかにご質問ございませんでしょうか。

黒川委員どうぞ。

○黒川委員 基本的なことで恐縮でございますけれども、以前もちょっとお話ししたことがあったかと思っておりますけれども、会計方針の変更、ここでは自発的な変更というふうに明示されておりますけれども、この会計方針の変更について、通常の決算においても変更は行われますけれども、その場合に以前お話ししたのは、どの時点で変更するかによって、何かつまらない話をすると罪が重いのか軽いのかというような話と、それから内容が違うのではないかというようなお話をしたと思います。

それで、以前実証研究したときのことをちょっと思い出すと、期首時点から変更しているのは余り罪も重くないし、何か利益操作的ではないような変更が多いんですけども、後半期にな

って変更していく、あるいは期末付近で変更するというようなものは、かなり罪も重いだろうし、また怪しそうな変更も多かったように思うわけです。

そこで、今回の四半期報告ということになったときに、ちょっと確認ですが、第1四半期でもう変更したというのものもあるでしょうし、第2四半期、第3四半期で、もう第3四半期以降で変更ということになると、期末直前かどうかわかりませんが、そこで変更ということになったときに、それぞれの状況でどういう開示になって、あるいは第2四半期で変更した第3四半期はどうなってとか、図ではないけれども、具体的な、ここで変更したこういうような開示が行われ、その後もずっとこうなりますとか、開示され続けるのかとか教えて頂けますか。第1四半期から変更したということから考えて、具体的に教えて頂ければと思います。

○山浦部会長 では、どうぞ。

○新井参考人 では、今の点についてお答え申し上げます。

お手元の資料2-1の3ページ目をご覧くださいでしょうか。④の注2に、自発的に重要な会計方針を変更した場合の影響額の記載の方法についてお示ししております。

まず、第1四半期に変更をした場合におきましては、以前の会計処理を当四半期に適用した場合の影響額の開示をして頂くという形になります。一方で、第2四半期、第3四半期に変更をしたという場合におきまして、どのような取り扱いになるかと申しますと、四半期財務諸表上は、今申し上げました以前の会計処理を当四半期に適用した場合の影響額の開示に加えまして、追加的な開示を求めるということで考えております。

具体的には、新たに採用した会計処理を既に開示しております当事業年度の四半期に適用した場合の影響額をそれぞれ開示をして頂くということでございます。遡及再表示の情報を重要な影響のある項目について、利益情報が中心だと思っておりますが、開示して頂くということです。

そして、ほとんど考えられないと思いますが、事業年度末に会計方針を変更したという場合につきましては、先ほどご説明申し上げました資料2-2の中にも触れさせて頂いております。具体的には資料2-2の8ページ目の21項です。当事業年度末に会計方針を変更した場合においては、重要性の乏しい場合を除いて当該事業年度の既に開示されている四半期連結財務諸表ごとの影響額を開示しなければならないということで、新たに採用した会計処理に基づいて、既に開示されている四半期にどういう影響があったかという情報の開示を求めるというものでございます。

また、翌事業年度の四半期におきましても、情報の比較可能性を確保するというので、影響額の開示を引き続き求めるということを考えております。

以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

本日のメインの議題でありますレビューのところも少し時間も欲しいので、今後また会計基準と当審議会の審議と、いろいろな意味でのすり合わせが必要だと思っておりますので、今後ともよろしくご協力をお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、ただいまの四半期報告制度の概要及び四半期会計基準の検討状況に関してのご説明あるいは審議状況も踏まえまして、四半期レビューの考え方につきましてご議論頂きたいと存じますけれども、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○池田企業開示課長 それではお手元に資料3を配付させて頂いておりますので、こちらに基づいてご討議を頂ければと考えております。

事前にドラフトをお配りしているかと思いますが、若干、変わっているところもありますので、まず最初にざっと簡単に読み上げさせて頂いて、その後、ポイントを説明させて頂きたいと思っております。

○野村企業会計調整官 読み上げさせて頂きます。

四半期レビューの概要。

四半期レビューの目的は、四半期財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関する結論を、監査人が表明することによる。

四半期レビューは、不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して結論を表明するものであるが、四半期財務諸表において重要な虚偽表示がないということについて年度監査と同様の保証を得ることを目的に設計されたものではない。

四半期レビューは、年度監査を前提にして実施され、年度監査における重要な着眼点等については、四半期レビューにおいて必要な検討が行われるとともに、四半期レビューの結果は年度の監査計画に適切に反映される。

四半期レビューの実施。

内部統制を含む、企業及び企業環境の理解。監査人は、レビュー計画の策定に当たり、年度監査における内部統制を含む、企業及び企業環境の理解とそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮し、四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても理解する。

監査の過程でのリスクの評価の変更及びレビュー計画への影響。監査人は、レビュー計画の

策定後、年度監査を実施する過程において、レビュー計画の前提とした重要な虚偽表示のリスクの評価を変更した場合には、その変更がレビュー計画に与える影響を検討する。

四半期レビュー手続。監査人は、質問、分析的手続その他のレビュー手続を実施するが、これらの手続は監査人の結論に十分な根拠を与えるものでなければならない。

質問。監査人は、四半期財務諸表の重要な項目に関して、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者又はその他適切な者に質問を実施する。

分析的手続。監査人は、業種の特性等を踏まえ、財務数値等や財務数値と非財務数値等の間の関係を確認するための分析的手続を実施し、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には質問を実施し、その原因を確認する。

四半期財務諸表の作成の基礎。監査人は、四半期財務諸表が、企業の会計記録に基づいて作成されていることを確認する。

追加的な手続。監査人は、四半期財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項を発見した場合には、追加的に質問や関係書類の閲覧等の手続を実施する。

継続企業の前提。監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関して、前事業年度の決算日以降の変化の有無を経営者に質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を発見した場合についても、経営者に開示の要否に関して質問する。質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、開示の適切性を検討する。

経営者の確認書。監査人は、適正な四半期財務諸表を作成する責任及び四半期財務諸表を作成するための内部統制を構築し維持する責任は経営者にあること等について、経営者に書面で確認する。

経営者等への伝達と対応。監査人は、四半期財務諸表において修正すべき重要な事項を発見した場合には、経営者等に当該事項を報告し、適切な対応を求めるとともに、適切な対応がとられない場合には、四半期レビューの結論への影響を検討する。

他の監査人等の利用。監査人は、他の監査人によって行われたレビューの結果を利用する場合には、当該監査人によってレビューされた四半期財務諸表等の重要性及び他の監査人の信頼性の程度を勘案して、その結果を利用する程度及び方法を決定する。

四半期レビュー報告。

結論の表明。監査人は、四半期財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フ

ローの状況を全ての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関する結論を表明する。

審査。監査人は、結論の表明に先立ち品質管理の方針及び手続に従った審査を受ける。

四半期レビュー報告書の記載区分。監査人は、レビュー報告書にレビューの対象、実施したレビューの概要及びレビューの結論を記載する。追記情報を記載する場合には、結論の表明と明確に区別する。

除外事項のない場合。監査人は、四半期財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった場合には、レビュー報告書に次の記載を行う。

四半期レビューの対象、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は四半期財務諸表に関する結論を表明することにあること。

四半期レビューの基準に準拠してレビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的な手続その他のレビュー手続からなること、四半期レビューは監査基準に従って実施される監査に比べて限定的な手続であること。

四半期財務諸表に対する結論。

結論に関する除外事項のある場合。監査人は、四半期財務諸表の重要な点について修正が行われなければならないことを発見し、その影響が否定的結論を表明するほど重要でないと判断した場合には、当該事項を除外した結論を表明する。

否定的結論。監査人は、四半期財務諸表の重要な点について修正が行われなければならないことを発見し、その影響が四半期財務諸表に全体として重要であると判断した場合には、否定的結論を表明する。

レビュー範囲の制約に関する除外事項のある場合。監査人は、重要なレビュー手続を実施できなかった場合に、その影響が結論の表明ができないほどには重要でないと判断したときは、当該事項を除外した結論を表明する。

結論表明が行えない場合。監査人は、重要なレビュー手続を実施できなかった場合には、その影響が結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならない。

将来の帰結が予測し得ない事象等。監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、四半期財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、結論の表明ができるか否かを慎重に判断する。

継続企業の前提。監査人は、継続企業の前提についての重要な疑義に関する事項が存在している場合に、当該事項が四半期財務諸表において適切に開示されていると判断して除外事項のない結論を表明するときには、四半期レビュー報告書に当該事項について追記する。また、適切に開示されていないと判断するときには、除外事項のある結論又は否定的結論を表明する。

追記情報。監査人は、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象、四半期財務諸表と開示書類におけるその他の記載内容との重要な相違等で、説明又は強調することが適当と判断した事項は、情報として追記する。

○池田企業開示課長 以上、ざっと読み上げさせていただきましたが、まず最初にご説明しておく必要があると思いますのは、この紙の性格であります。最終的には、この部会において四半期レビュー基準について策定を頂くということを考えているわけですが、四半期レビューの基準案自体は、次回以降の部会に改めて提示をさせて頂きたいとまず考えているところでございます。

それで、この紙は、そうした基準案をつくっていく、そのために事務局において基準案を用意させて頂く前段階としまして、四半期レビューについての考え方について、まず予備的な議論を委員の皆様方をお願いをしたいということで用意をさせて頂いたもので、この紙自体が将来的に残っていくということでは必ずしもないということをご議論を頂きたいというふうに考えております。

次に考え方の中身ですけれども、全体はご覧頂きますとおわかりのとおり、3つの部分に分かれていまして、最初に基本的な考え方のようなことが概要として並んでいます。それから四半期レビューの実施、それから報告について、3部構成で整理をしています。

まず、この概要の部分ですが、1番目の丸のところは、四半期レビューがいわゆる消極的な保証の形をとるものであるということ述べている部分です。

それから2番目に、こうした四半期レビューの手法が積極的保証の形をとる年度監査と同様の目的で設定をされたものではないということ述べています。

この2番目の丸のところは、ややこの考え方をつくるときにも、事務局の方でもやや悩んでいるところで、答えが現時点で出ているわけではないのですけれども、お手元に監査基準の方の監査の目的というのを配付させて頂いておりまして、ご案内のとおり、この第1段落があって、第2段落があると。これが1番目の丸、2番目の丸に当たってくるわけですけれども、この2番目の丸のところ、第2段落について、今の監査基準では財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理

的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいるというふうに記載をされていて、これを消極的保証だということで四半期レビューに当てはめて考えると、これを最後のところを含んでいないと直すのが、論理的にはそういうふうなことになるのですが、やや日本語の語感としてそう直した場合に、四半期財務諸表は全体として不合理だというようにも読まれかねないような表現であって、この合理的保証というのを肯定形で使った場合には特段違和感がないのですけれども、これを否定形で読んだ場合には非常に違和感がある表現なので、ここをどうしたものかということをやや悩んだ結果、本日、提示させて頂いている考え方の部分は、まさに今申し上げたことと共通なのですが、主として国際レビュー基準で書かれていることのポイントを要約したものとして整理をしていますが、今の監査基準の書き方とは必ずしもパラレルでないということは事務局も認識をしておりますが、これをどうしたものかというのは、引き続きまた改めてレビュー基準案をお諮りするときに、更に検討させて頂きたいと考えているところであります。

それから3番目の丸は、四半期レビューと年度監査で、年度監査での重要な着眼点は四半期レビューでも検討される、あるいは逆に四半期レビューの結果は、年度の監査計画に反映されるといった相互に反映をさせていくということで、全体として財務諸表の信頼性を向上させていくという考え方が示されているところです。

それから監査レビューの実施については、この最初の2つの丸では、年度の監査計画とレビューの計画の関係について説明をしております。それから3番目の丸以下、四半期レビューの具体的手続について、次のページの1番目の丸の追加的な手続というところまで説明を設けております。

それから次の丸で、継続企業の前提。先ほどASBJの方からもありましたが、継続企業の前提についてどうするかという点が論点になろうかと思いますが、ここでは四半期レビューにおいても一定のチェックを行って頂くという形で案をつくっております。具体的には、ここは2つのことを述べていまして、前事業年度の決算日以降の変化の有無を経営者に質問して頂くということが1つ。それからもう1つは、監査人自らが継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を発見した場合というのも、必要な質問をして頂くということで、そうした質問の結果、開示を必要とする事象又は状況があると判断したときには、開示の適切性を検討して頂くということで整理をさせて頂いております。

それから、以下、経営者の確認書あるいは経営者等への伝達と対応、他の監査人の利用についても一定の記述を言っているところであります。

それから次に報告の関係ですが、最初の2つのところでは基本的なことを書いています。

1番目の丸は消極的保証の形であるということを改めて記載をしております、2番目の丸で四半期レビューに当たっても、審査を受けて頂くということが書いてございます。

3番目の丸からが、報告書の具体的な記載方法について記述をしております。ご覧頂けばわかるかと思いますが、除外事項のない場合というのが年度の監査でいいます無限定適正に当たる範疇かと思えます。

それから次のページで、結論に関する除外事項のある場合、それから1つ飛んで、レビュー範囲の制約に関する除外事項のある場合、この2つが年度監査でいう限定付適正の範疇。それからその間にあります否定的結論というのが不適正意見。それから結論表明が行えない場合がいわゆる意見差し控えのケースということでご理解頂ければと思います。

その他、将来の帰結が予測し得ない場合、あるいは継続企業の前提の開示の仕方、追記情報といったものについて整理をさせて頂きました。

以上がポイントかと思えます。どうかよろしくご議論頂きたいと思えます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました四半期レビューの考え方につきまして、皆様からご意見等を頂きたいと存じますけれども、どなたからでも結構でございます。よろしく願います。

関委員どうぞ。

○関委員 今日、考え方の議論だということで、最初でもありますから意見というか、感想のようなものを述べておきたいと思えます。

四半期報告書に関する監査として今、池田課長の言葉でいいますと消極的保証を業務として位置づけるということは、相当だと思っております、その考え方に沿って、ぜひ基準だとか手続づくりを行って頂きたいということでもあります。

これを読ませて頂いて思いますのは、やはり一番の問題は、虚偽表示が起り得るリスクの所在というものを適切に把握して、そして効果的、効率的な監査につなげていくということが何においても大切だと、こういうことでもありますから、虚偽表示が起り得るリスクというものをきちっと把握をしていることがいわゆる質問だとか分析的手続の前提になるわけでありまして、ここをどうというふうの開示するかというか、それは年度の監査における内部統制の中できちっと議論されるというふう理解していいと思うのですけれども、監査又はレビューを実施するなり、監査報告をするなりをやる場合に、きちんとどうというふう担保して、

どういうふうな世間というか、投資をする皆さんに開示していくのかということが非常に重要ではないかというふうに思います。

その上で、効率的、効果的な監査につなげていくことが重要で、我々財務諸表作成者の立場に立ちますと、事柄の重要性を勘案せずに、網羅的な質問だとか、分析的手続をやってもらっても、企業側だけではなくて、監査側にも負担になりますし、ぜひそのところを今後の議論の中で詰めていって頂きたいというのが私の希望であります。

いずれにいたしましても、四半期報告書は期間終了後45日以内ということになっておるわけでありまして、時間的な余裕もないということで、ぜひその点に留意して今後の議論を進めて頂きたいというのが私の意見であります。

以上です。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまの関委員のご意見とご質問、ごもっともだと存じます。この案にも若干かかわっておりますので、部会長の方から、ご説明できるところはご説明したいと思います。

1つは、この基準の中に書けるかどうかはともかくとして、前文というものを用意しておりますので、そこでお示しする予定のものが、レビューというのはあくまでも年度決算書の監査をする監査人が行うこと、その監査人は、ご指摘のありました、特に虚偽表示のリスクの評価ないしは把握については当然行うこと、さらに、そのリスク評価ないし把握の手続は、年度監査として行い、それが前提でこのレビューが成り立っているという関係です。これを前文で明示するというを私自身は、今、予定してございます。

それで、もし関委員の方で、さらにご意見がおありであれば、そのときに検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

何かほかにご質問、内藤委員どうぞ。

○内藤臨時委員 それでは、四半期レビューの概要のところ少し教えて頂きたいと思うのですが、まずこの四半期レビューという制度自体なのですが、今日の資料1の2枚目の四半期財務諸表に係る監査証明のところ、**「四半期連結財務諸表については、公認会計士協会又は監査法人による監査証明を義務づけ」**というふうに書いてございます。

他方、平成16年11月29日に、この審議会で定めました**「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」**の1ページは、**「監査の水準には至らないが、一定の信頼性が確保できる業務として、いわゆるレビュー業務の必要性が増大している」と**、こういう認識が示され

ていまして、要するに、資料1の監査証明の中に、このレビュー業務が入るということについて、監査とレビューというのは明らかに違う手続であると認識されるわけですが、それがこの監査証明の中にレビューによる証明も監査証明に入るという考え方について教えて頂きたいというのが第1点。

それから第2点は、先ほど企業会計基準委員会の方から、四半期財務諸表に関する会計基準のご説明がありました。その資料2-2の3ページ目、目的がございまして、その1番の第2パラグラフ、「四半期財務諸表は、四半期会計期間に係る企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、財務諸表利用者に対して有用な情報を適時に提供するものでなければならない」というふうになっていまして、こういった四半期財務諸表開示の目的について、その信頼性を担保するのが四半期レビューだとしますと、今ご説明のありました四半期レビューの考え方の目的でございまして、そこには、「四半期レビューの目的は、四半期財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関する結論を、監査人が表明することにある」というふうな考え方として書かれているのですが、四半期連結財務諸表の作成目的の方に、適正に表示するという目的ではなくて、財務諸表利用者に対して有用な情報を適時に提供する内容であればいいということで、要約的な表示であるとか、あるいは場合によっては四半期財務諸表特有の会計処理あるいは簡便な会計処理の方法を定めようとしている中であって、この四半期レビューの目的自体に、全ての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められたかどうかを監査人が表明するというのは、会計基準側から見て行き過ぎではないか、行き過ぎといえますか、レビューとしてはやり過ぎではないかというふうにも見えないことはないのですが、その点はどういうふうに理解したらいいのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○山浦部会長 まず1点目について、池田課長。

○池田企業開示課長 今回、金融商品取引法を改正して、その際に四半期報告制度を導入するということが重要な要素になって、当然、私どもそうした法律案を提出するに当たっては、このご指摘の規定というのは、今ある証券取引法の193の2の規定なのですけれども、そこをどのように解していくのかというのも、これは政府部内で法制上の詰めはした上で法律案を提出させて頂いています。

確かに、その保証業務の概念整理では、保証という概念のもとに監査とそれ以外のものがあるという整理をしているのは、この審議会でも何度も議論になっているところですが、法令用

語としての監査ということについていえば、そういう財務書類をチェックするというような行為はすべからず監査というふうに表示をされてきているので、当然にレビューというものも法令用語としての監査の中には含まれると解される。むしろ法令上は証明に当たるかどうかという方が解釈上はもうちょっとハードルがあるというふうに解されるわけですが、その辺も法令上の詰めを行った結果、いわゆる消極的な形での保証であっても、これは証明というものの範疇でとらえることができるであろうというのが検討の結果でありまして、結論としては証券取引法という監査証明の中には、こうしたレビューも包摂した概念であるというふうに解されると結論づけているところであります。

それから、2番目の目的の点は、恐らく今日ASBJからの問題提起にもあったように、この目的のところをどのように整合的に表現していくとかいうのは、恐らく当審議会と、それからASBJと、まさにそういう相互チェックのために今日ご説明を頂いたところだし、また私どもの方からも説明するよというご要請があったところでもありますので、必ずしも企業会計基準委員会と今日お示したものを現時点ですり合わせたものではございませんが、ぜひASBJの方でご意見があれば、お聞かせ頂きたいと思っております。

○山浦部会長 よろしいですか。

○新井参考人 では、若干、四半期財務諸表の作成基準の目的のところは議論しておりますので、議論の経緯だけご説明申し上げたいと思っております。

以前は事務局提案では「適時に信頼できる」という表現を使おうかという話をしておりました。これは国際会計基準がそのような表現を使っていることも参考にしてであります。しかし、ASBJの委員会の席上で作成者の委員ですとか監査人の委員から、「信頼できる」という表現を使うと、中間よりもより厳しい基準になるのではないかというようなことで、語感が強過ぎるという意見がございました。

また一方で、今現在ASBJでは財務会計の概念フレームワークを検討しております。これは海外の概念フレームワーク等も参考にしながら検討を進めているわけですが、そこでは一番上位の概念が意思決定有用性でございまして、国際会計基準と米国基準の方でも、FASBとIASBが概念フレームワークをコンバージェンス・プロジェクトの場で検討しておりまして、そこでも一番上の概念としては、やはりユースフルネスという用語を使うという形でございまして、そういうことを踏まえて、現在、有用な情報ということで、中間財務諸表作成基準とはちょっとスタンスが異なっていると思っておりますが、そういう考え方で今使わせて頂いているということでございます。今後、すり合わせをお願いできればと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

○山浦部会長 ありがとうございます。

これは、「有用」という言葉につきましても、1つは今の中間財務諸表作成基準のところで使われています。それからもう1つは、中間監査のところで、監査人の意見表明に当たって有用性意見を表明します。そこでは、今の概念フレームワークとは少し違った意味で使っているのです。1つは実績主義ではあっても中間財務諸表独特の作り方があること、それから保証の水準についても年度監査よりは限定的であること。そういった意味では、「適正」という言葉は年度監査と混同されるので使えないこと。これらの点を考えて、有用性という言葉は監査人の意見表明の対象にすること、ということで使ったわけですが、若干、このあたり国際基準との整合性というのもありまして、今回の考え方をお示しするに当たりまして議論をしたところであります。

先ほど池田課長からご説明あったように、まだ確定しているわけではありませんけれども、この「有用」という言葉を「適正」という言葉、その関係につきましても、1つは会計基準とASBJとのすり合わせが今後必要であるということと、有用性意見について、これを審議会としてどのように今後扱うかについては未定であります。

ただ、内藤委員がご指摘のところは、恐らく今の中間監査とのかかわりというのも当然念頭に置いておかれると思うのですが、この点について今後もまた審議する中でもう少し明確にする必要があるかと思っております。

どうぞ。

○内藤臨時委員 今回の質問の趣旨は、今日、出発点としての考え方の議論を行うということで、この四半期レビューが一体どういう性格といいますか、どういう効果を持つかという観点から、これが財務諸表の監査と明確に区別できるような表現にしておかなければいけないのではないかとということで申し上げます。

というのは、今回の目的に関する文章を、もし「四半期財務諸表」を「年度財務諸表」に置きかえたときに、その場合に財務諸表の監査もこういうことをやっているのではないかとというふうにも、読み方によっては、この表現だと読めてしまうと思うのですね。

四半期レビューの目的について「全ての重要な点について適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかった」と言っていますが、重要な虚偽の表示が認められなかったという結論を監査人が表明しているのは財務諸表の監査ですから、読み方によっては、これは財務諸表の監査の目的としても使えるような文章構成になっているというふうにも思ったわけです。

多分ミスリーディングというか、私の誤解だと思いますけれども、そういう誤解が生じないように、ここの表現を四半期財務諸表の作成の目的にきちんと合わせるということ。

それからこの「事項が認められなかった」という表現を安易に使うのではなくて、事項が発見されなかったかどうか。要するに事実として発見されたか、していないかにとどめて、監査人がそういう事項が全くないかのような判断を更にしたというような表現はやめられた方がいいのではないかな。

そのためには、先ほどからご議論ありますグローバルスタンダード、I S R E 2410のことをおっしゃっているのだと思いますが、そこでは目的について、まずレビューの手続で限定していること、かつ、四半期財務諸表の作成基準に従って作成されていないということ信じさせるような事項に気づいたかどうかの結論を言うのであって、監査人の意見を表明するものではないということまで言及があります。それによって、年度財務諸表の監査との区別がきちんとつくというふうに、グローバルスタンダードはなっているというふうに思うのですね。

そうすると、今日は考え方ですので、その中枢の部分だけを取り上げたらこういうことになるのかもしれませんが、基準上はその表現を明確にしなければならないというふうに思います。

続いての四半期レビューの考え方の2つ目のパラグラフのところですけども、「年度監査と同様の保証を得ることを目的に設計されたものではない」というと、これは非常に間接的な表現ですよ。そうしたら、年度監査と同様の保証ではなくても、一体どんな保証を得ることを目的としているのかについて言及する必要があるのではないかな。その部分を、先ほどご議論ありましたように、表現が難しいとは思うのですけれども、グローバルスタンダードは年度の監査と同じ保証水準を得ることを目的としていません、その結果、限定的な保証しか得ていない上で、発見したかどうかの結論を述べるものである、報告するものであるというふうに、明らかに違いがわかるような表現をとられているので、この四半期レビューの基準をつくるに当たって、年度の財務諸表の監査との明確な違いがわかるような形での記述が求められるのではないかと考え、出発点なので肝心だと思ひまして伺いました。

○山浦部会長 もとより国際基準の方の全訳をベースにして、何をどういうふうに入れるかといったことも検討しておりまして、もう1つは、日本語の表現、中間監査のときの目的表現とか、非常に難しい面があります。

ただ、今、内藤委員のご指摘の点は、随分と時間をかけまして議論をしたところでありまして、それをこの考え方の中に入れたところですけども、それでもって必ずしも納得されてい

ないというのはよくわかりました。

ご指摘の点はもう一度、区別がより明確にできるどうかを含めて検討させていただきます。少なくとも、日本語として、今後この考え方が例えば内閣府令とか、そういったところに表現されるときに、必ずしもじっくりとこない英語表現がありまして、それと法律に近い形の用語等を使うに当たって、今の監査証明府令等との関係とかの整合性もありまして、それを文章に表現するというのはなかなか難しいということもご理解頂きたいと。

これは今後、基準としてお示しすることになると思うのですね。その段階でもう一度ご議論頂けたらと思っております。少なくとも今は考え方でありますので、方向としてはこれでもって「監査」とかなり区別をつけたつもりではあったのですね。それがまだ十分でないということであれば、また当然基準化した段階で、そのドラフトの段階でご検討頂けたらと思います。

ご指摘頂きありがとうございました。

どうぞ、土本委員。

○土本委員 今回の四半期報告の法制化ですとか、あるいは四半期レビューの制度化に対応して、取引所でも上場制度で幾つか手当てしていかなければいけないものが出てくるのではないかとこのように思っております。

そのうちの1つで、実は、上場廃止基準の手当てをどうするかというところに関心がございまして、現行の廃止基準の1つとして年度の監査ですとか、中間監査において意見不表明であったり、不適正だといった場合に、上場廃止審査の対象になっていくと、このような制度になっているわけです。

そこで、今度の四半期レビューの否定的結論に関心があるわけです。その位置づけというんでしょうか、レビューですら否定的結論になっているということであれば、仮に年度監査をすれば、それはもう不適正になると。そういうような位置づけ、性格のものだというふうに理解をさせて頂いていいのかどうか、教えて頂ければと思います。

○山浦部会長 実はそこまでは、審議会の方でこちらの考え方をつくる段階で法的な効力を厳密に議論したわけではないのですけれども、恐らく基本的には、今、委員がおっしゃったような理解でとらえるべきではないかという、そこまでは議論しております。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ引頭委員。

○引頭委員 2点ございます。まず、レビューの考え方については全般的に同意できる場所が多いのですけれども、1点だけ疑問があります。それは、期中における監査人交代への対応

でございます。年度あるいは中間監査ではそうしたことに対する仕組みがあるわけですが、こういう四半期レビューの消極的保証のときにはどのようなようになるのでしょうか。是非この点についても検討すべきではないかと存じます。

もう1点は品質管理基準と、この四半期レビューとの関係についてでございます。先般、品質管理基準策定についてこの場で議論させていただいたと思いますが、四半期レビューは、先ほどのご議論にあるように、従来の品質管理基準に盛り込まれている監査とは少し異なる消極的保証という性質のものと認識しております。しかしながら、利用者側としては、消極的保証とはいっても、きちんとした手続が踏まれている点については保証してほしいと思っている次第です。少し変な言い方かも知れませんが、そうした側面はあると思いますので、品質管理基準との関係、あるいは協会による品質管理レビューとの関係などについて、これも最後に整理して頂ければありがたいです。

以上です。

○山浦部会長 私だけのご返事で十分かどうか、またほかにご意見があったらお願いしたいのですけれども。

最初の期中変更の件ですけれども、これは期中変更に限らず、監査人が最初の契約での初年度の監査の時点で前年度の監査の知識を、例えばリスク評価を利用できないというケースがあります。当然、同じような問題が期中変更のときにも出てくると思います。

そのときは、一方でその監査人が年度監査の契約をしているということが前提ですので、ですから当然年度監査に基づくリスク評価等が、監査の手続として一方で行われていきます。しかし、それが行われるには若干時間がかかる。初年度、大体株主総会が6月の末だとしますと、そこから改めて契約を結ぶとすると、その段階では第1四半期の情報開示の時期が迫っているわけですね。そうしますと、かなりスケジュール的にも詰まったことをやらなければならない。そういう意味では実務的に、例えば五十嵐委員とか友永委員、何かご意見があれば伺いたいのですけれども、恐らくそれは監査人が四半期情報をレビューするというレベルでの議論ではない。むしろ監査をすると。それに当たって、第1四半期のレビューのスケジュールに合わせて、今までよりもっと前倒しでその仕事をしていく、そういったイメージを描いたのですね。

これ、五十嵐委員、何かこの件にご意見ございませんでしょうか。

○五十嵐臨時委員 意見というほどのものではないのですけれども、非常に実務的に困っている問題であることは事実でございます、実際に年度監査だけありますれば、3月決算の会社さんを前提にすれば、中間までに何とか、夏の間には済ませるということで今までは何とか来

れたのですけれども、四半期のマザーズさんの方に上場されている会社さんの交代等がありまして、ちょっとこれはフライングぎみなのですが、水面下で作業せざるを得ない。いわゆる第1四半期の6月までの間にある程度の作業をこなさいという形で指示を出していますので、実際のところはちょっとフライングぎみで作業をやって、四半期決算がしまってからのおと残りの半月程度、そこでわーっとやっているというのが実情でございます。

それは、マザーズさんの上場会社さんですので、かなり小さい規模の会社さんですから、この今の四半期のレビューで想定されている規模からいうと、相当、数段小さな会社さんですから何とかできているというところだと思いますので、この制度ができたところで、現状のようなものでの対応はちょっと無理だろうなというのが今の感想です。

○山浦部会長 我々も、ご指摘のような理解をしております、それから実務的にも今お話しのようなことも伺っております。その上で、例えば前文等に何か特段の指摘をすとか、いろいろな対応ができるのではないかと考えております。いずれにせよ、ご意見はもちろん十分に踏まえた上で、これを基準かの段階で、何か対応できればとは思っております。その中でもう1回ご議論頂けたらと思います。

もう1つ、品質管理の件なのですけれども、これは品質管理基準の方でうたっておりますように、保証業務全てについて、品質管理基準を適用するということを明示しております。したがって、監査と品質管理に関して区別するということは毛頭考えておりませんので、その点は改めて、例えば基準の前文等で明示すとか、そういう形ではっきりさせたいと思っております。

どうぞ黒川委員。

○黒川委員 また、細かいところなのですけれども、期中、第1四半期、第2四半期、第3四半期と来たときに、例えば第3四半期に至って、第1四半期のときの問題が、実は問題ないと言っていたのが問題あったねということがわかったとか、あるいは環境が変わって、あれはより重要な問題ではなかったかというふうに心証が変わったとか、そうなったときに、第1四半期、第2四半期、レビュー上で問題なかったと言っていたのを第3四半期で問題があるよということになったときに、第3四半期で生じた事柄であったらいいでしょうけれども、その原因が前の状況であったとなると、どういうふうな限定事項に、実は前のだったと。前の第1、第2もいいと思っていたけど、よくなかったんだと。レビューの遡及というのでしょうか。こういうのが今まで年度監査だったら、ここで確定しているとか何とかいろいろあったでしょうけれども、期中ですし、それから先ほど部会長もおっしゃっていたように、年度監査をにらんだ

一部だということですから、遡及意見みたいなものがあるのかと、こういうのはどういうふうになるのか、あるいはレビューというのはどういうふうにかえたらいいのか、教えて頂けるとありがたいです。

○山浦部会長 レビュー報告書で遡及修正意見というのは今のところ考えていないのですね。

当然、レビュー手続そのものは、こちらで考え方を書いていますように、非常に限定的であります。一方で監査が進行していると、通常前年度の監査の情報をもとにしてレビューを行います。それからレビュー手続はもちろん行うのですけれども、あわせて当該年度の監査手続を進行させていきます。

その過程で、例えば第1四半期とか第2四半期あたりの開示情報が間違っていたといったことも出てまいります。もし、監査人として何らかの否定的な見解でも加えておかなければならないなということが見つかったとしますと、やはり第2、第3の時系列的に後のレビュー報告書で、まず1つは指摘することになります。しかし、その段階で、過去の四半期報告書に遡及するというのは、どうも法律的に難しそうなのです。恐らく第3四半期で見つかれば、そこで手当てする。当然、そこでもし修正すべき事項があれば、もちろん修正要求するし、修正がなければ限定をするということになると思うのです。

ただ、このあたり、先ほどの遡及修正の問題と絡んで、実はこれはこちらの方の案をつくる段階で、今の制度、それからもう1つは会社法の年度決算の制度ともかかわっておりまして、かなり微妙なのです。結論は、まだこの点についてたたき台の案の段階で結論を出せるまでには至っていない。ただし、修正を過年度に戻ってやるというのが今までにないものですから、恐らく1つは年度監査の方にももちろんそういった情報は反映させますけれども、見つかった段階での四半期情報で必要な修正がなされているかどうかについての監査人の対応ということで、今のところ考えているということです。

○黒川委員 ありがとうございます。

レビューというものを明らかにするという点で、やっぱり今言ったような状況が起こったときの責任の問題がありますよね。そこでレビュー等の問題もある程度通常の監査と違ってくるのではないかということなのですが、その辺は何かご見解ありますか。

○山浦部会長 非常に難しい話で、実はIAASBの会議で、このレビュー基準の審議が随分長く行われました。その会議の席で毎回のようにご指摘の点がなされまして、でもやはり年度監査の監査人が行うレビューですので、当然、普通の単なるレビューの契約でもって行うレビュー業務とはいろいろなバックグラウンドから何から違うだろうと、もちろんそれはわかるの

です。わかるのですけれども、一方で、レビュー手続というのは基準上は限定されておりますので、実質はかなり監査を意識した、あるいは監査の知識をベースにして結論を出される。でも基準上はこういう限定的な書き方をせざるを得ない。

非常に煮え切らないと思うのです、私もその結論自身には思うのですけれども、ただ、何度も申しますように、年度監査を行う監査人がいろいろなリスクに関する評価情報とか、そういったものを踏まえてレビューを行うということ。それからもう一方は、レビュー上に発見したことについては、もちろん監査の方に反映させると。そういう表裏一体したような実効性というのを考えております。

そのときに、例えば四半期で、例えば第1、第2、第3の四半期情報で重要な虚偽表示があって、それを見逃したと。当然あり得ると思うのです。それはわかるのですけれども、ただそのときに、果たして監査と同じ責任を課せるかどうか。このあたりは、先ほど内藤委員の区別を明確にするというご意見あったのですけれども、だから割り切れないところでもあります。ただ、この点については事務局からもご意見があると思いますので、よろしくお願いします。

○池田企業開示課長 監査人の責任については、これは基準そのものというよりも、法令上の問題が強く出てくるわけですが、公認会計士法の規定あるいは先ほどの証取法の損害賠償の規定などに絡んでくるわけです。

例えば、公認会計士法上の規定でいえば、結果として監査にしろレビューにしろ虚偽の表明があったという場合に直ちに処分事由になるというのではなくて、公認会計士法上は、それが故意であったり、あるいは相当な注意を怠ったという事実があれば処分になるということですし、先ほどの証取法上の損害賠償責任の場合も、故意とか過失がなかったということを立証すれば賠償は免れるということになっているわけで、故意とか過失があったかということが問題になってきます。

そのときに、故意の場合はもう明白なわけですが、過失の場合というのは、相当な注意を怠ったかどうかというのは、監査の場合であれば監査基準、レビューの場合では、恐らく今度できてくるレビュー基準、そうしたものに照らして相当な注意を怠ったかが判断されるということだろうと思うのです。

したがって、相当な注意を怠って虚偽表明をしたけれども、レビューであるから責任は問われないということは、民事上も行政上もないのだと思います。ただ、求められる責任注意の程度というものが、監査基準あるいはレビュー基準で求める手続の水準が違えば、その限りにおいて差が出てくるということはもちろんあるのだろうと思います。ただ、レビューであ

るから責任を問われないということは、それは現在の法律の体系のもとでは考えにくいということだというふうに思います。

○山浦部会長 ということで、法律上は明確なものであります。

○池田企業開示課長 ただ、法律を適用していくに当たって、レビュー基準でどういう手続が求められているかというのは、その法律を解釈していく上では非常に重要な要素になるということです。

○山浦部会長 どうぞ八田委員。

○八田委員 途中からの参加ですので、失礼な質問かもしれませんが、当部会の最初のときにも申しあげましたように、今回、四半期の財務情報に対する第三者担保の保証をつけるという流れですけれども、基本的に四半期財務報告がどういう目的の情報なのかということがまず明らかにされることが必要に思います。半期報告書の場合には有用な情報だということで、これは認知されているわけですが、それに対する監査人の意見が、さっき部会長も言われていたように、日本ではそれをもって有用性意見だという説明をしているわけですが、基本的にこれは矛盾しているといつも思っているわけです。

つまり、有用かどうかというのは、利用者の視点での会計基準設定のレベルでの議論であって、監査人はそれがそうですねということを担保しているわけです。したがって、その場合に適正という言葉を使うかどうかは別として、その中間財務諸表作成基準に則った情報が開示されていることを制約されている条件の手続の中で確認しましたということを述べているだけであって、そもそも中間財務諸表がどういう目的とどういう手順によってなされているかということが一般にわかっているならば、それで正しいですよとさえいえるのであって、何か別の価値判断を監査人がつけ加える必要は、私はないと思うわけです。

今回の四半期の場合も、内藤委員も言われたように、私は日本語的に二重否定のような文章というのは、日本の文化的な背景にはないのではないかと思います。表示していないと感じさせる事項は認められないと。そうではなくて、そういう情報を四半期報告の会計基準の方で規定しているならば、監査人は、確かにそうでしたということを述べれば足りるものと思います。ただ、その場合には会計情報の作成に関して見積もりとか予測とか、そういったものが入っているから、当然、年次決算でいうところの真実な財務報告ではないという、そのレベルの違いはありますよということだと思います。そして確かに限られた時間と手続の中で限定的な監査を行っているけれども、その段階で監査人も、そのとおり正しかったですよということでの意見を表明すればよいわけです。ということで、これは今回だけの問題ではないですけれ

ども、全体的な情報の開示に対する監査人の関与という観点で、全体的な枠組みを決めていく必要が今後出てくるのではないかと思います。

何でこんなことを申し上げるかという、実は部会長もご存じだと思いますけれども、例の1977年のコーエン委員会報告書、つまり監査人の責任委員会報告書が出たときの前の年に出た公開草案では、アメリカ公認会計士協会も、適正に表示しているという文言は、誤解を招くので削除しようという強い意見が出たと思います。つまり、監査人としてはこういう手続をしました、あるいは、これを見ましたと言うような個別の事項を記載するのみで、それ以上のことは言わないことにするというのです。そうすることで、過度な期待とか、あらぬ誤解を受けることもないであろうというような視点もあったかと思いますが、しかし、それではだめだということで、結局、この適正表示に関する文言はそのまま残されることになったのです。でも、恐らく、今後、国際的な統合という観点で見ると、表現法、特に監査報告書での記載文言については外国人投資家も見ると、何らかの形で英文にも訳されていくわけですから、全く違ったものはできないと思いますけれども、正しい理解が得られるような言い回しについて考えるべきだと思います。したがって、今回のこれを契機に全体的な監査意見としての意見表明の枠組みについて深く検討することが必要に思います。それは結局のところ、まず会計基準の方でどういう情報の発信をしているかということ、そして、それを踏まえて監査の基準でどういう手続まで要求しているのかということを確認にすることであり、そのあとに出てくる答え、つまり、監査人の意見表明の記載文言はみんな同じでもいいのではないかと思います。なぜならば、読者はそれぞれに違った監査人の意見表明が出てきたときに、さっき引頭委員も言われたように、区別がつかないと思うわけです。つまり、これはどこまで信頼できるのかと。それよりも、これは信頼できるのですよねと、そういう1点さえ提供できれば、私はそれで十分ではないかと思うのです。このぐらいの英断を持った取り組みを部会長にして頂きたいと思うのですが、いかがですか。

○山浦部会長 というのは、消極的意見をやめるという話でしょうか。

○八田委員 それも1つあります。もう少し日本語的に練った表現があるのではないかと。確かに英語で訳すと二重否定は逆に強くなってしまいう可能性があるのです。日本語の文化の中にそういうのはないのではないかと思うのです。例えば受け身の文章とか。例えばこの机は私によってつくられましたなんてよく英語にありますけれども、よく英語の勉強をしているときに、そういう文章であっても意味は私がつくったんだと、こういう日本語の文化の中の表現方法で置きかえるべき問題が幾つかあるのではないかと。そういうことも踏まえてです。

○山浦部会長 そこは非常に苦労しているところであります。

消極的保証という仕組みは、これがなかなか日本の文化的な風土からしてもなじみにくい。では、これをやめるかという、これは審議会で英断があればまた別なのですけれども、恐らく監査人の責任等にかかってくるだろうと思います。そういったことを考えると、今のような消極的意見というのが、やはり妥当なところかなというのが今の結論ですね。

○八田委員 私、責任は、今、課長が言われたように、何ら限定されないと思いますよ。少なくとも監査基準とかレビュー基準の中で決められている範囲内での責任が問われますし、現にアメリカでも監査とレビューというのは基本的に同じ責任追及がなされているというふうに理解していますから。

ただ、そこでなされている専門的な質の違いとか保証の違いはあると思うのです。しかし、読者はそんなことは期待していないと思うわけです。

○山浦部会長 ご意見はわかりました。

I A A S Bのレビュー基準では、結局は適正表示についての意見をだします。つまり、財務情報の適正表示に関する監査人の消極的意見という形で表明する、ということで落ち着いています。ですから、有用性意見という意見表明については、これまでの過去の日本の制度を引き継いでいるのですが、今後見直す必要があるかもしれません。

ただ、最終的に利用者からどのように監査人の結論が受けとめられるかですが、そこでの問題は恐らく年度財務諸表であろうと、それから四半期であろうと、恐らく同じレベルで受け止められるのではないかと思うのです。恐らく、四半期だから利用者が割り引いて考えるとか、こういったことはないと思うのです。そういうことは踏まえた上での文言表現であるということでは思っております。

ご指摘の点、よくかみしめてもう一回検討いたします。

定刻になりました。必ずしも十分に皆さんからご意見を頂いたものではないと思っていますけれども、意見交換につきましては、そろそろ終了させて頂きたいと思います。

次回以降の部会では、本日頂戴いたしました意見等を踏まえまして、四半期レビューの基準の具体的な案を用意させて頂きまして、ご審議頂きたいと存じます。

次回の部会の日程につきましては、事務局から改めてご連絡させて頂きます。

それでは、これにて閉会いたします。

本日は、ご多忙の中ご参集頂きまして誠にありがとうございました。

午後0時00分 閉会